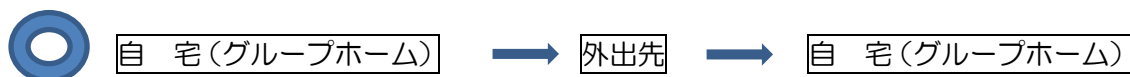


7 移動支援の外出範囲

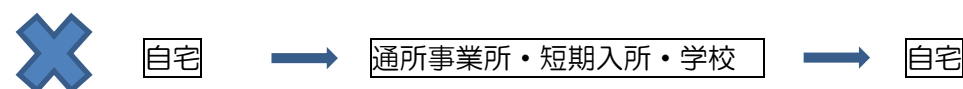
(1)対象の外出範囲



自宅を始点とし、外出先への移動、外出先での必要な支援、外出先からの帰宅までの移動が対象となります。



送迎代わりに片道だけの移動支援や、自宅以外の通所先と目的地の行き来には、利用できません。



通所、通学、通勤には利用できません。

(2)実施方法

利用者1名に対して、ヘルパー1名の「個別支援型」

※身体状況・行動障害により2人介護が必要と認められた場合は、あらかじめ2人介護の対象者として決定しています。

したがって、2名の利用者に対し、1名のヘルパー等、「グループ支援型」が認められません。

※もう一方の利用者が他市利用者であったとしてもグループ支援とみなし、請求は認められません。

(3)1日あたりの利用時間の範囲

「社会通念上、公的サービスの対象として適当か否か」という観点から判断し、1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

日をまたいでの利用は不可。そのため、宿泊を伴う支援は原則認められません。

また、移動は徒歩又は公共交通機関の利用に限ります。

(4)外出内容

◉ <<対象>>

- ① 公的機関（官公庁や金融機関）における諸手続き
- ② 今後の生活において必要な手続き
学校や施設の見学，会社の説明会等は利用できます。
- ③ 突発的な行事への参加
冠婚葬祭への出席等。
- ④ **余暇活動等社会参加のための外出**
 - ア 自己啓発や教養を高めるもの
博物館や図書館等の公的施設，講演会や文化教養講座等の趣味的な要素を含めるもの。
 - イ 健康増進を図るもの
ジムやプール等，施設や器具等を用いて運動することを目的とするもの。
 - ウ 地域生活に欠かせないもの
地域の自治会やこども会，お祭りへの参加等。
 - エ 生活の内容・質の充実・向上を図るもの
外食，レジャー，レクリエーション，映画鑑賞，観劇，コンサート，買い物（日用品等の購入を目的としないもの）等を目的とするもの。

✕ <<対象外>>

- ① 習い事等，週単位（月複数単位のものを含む）で利用日が定められているような定期的かつ長期に渡るものは認められません。
- ② 医療機関への定期受診
※通院等介助が優先されます。
- ③ 児童の場合，通常，単独での参加が想定されないもの
（障がいの有無に関わらず，保護者の付き添いが想定される場所）
- ④ 経済活動に係る外出
通勤，営業活動，外出先にて収入を得ることを目的とするもの
- ⑤ 通年かつ長期にわたる外出
通園，通学，障がい児者施設への通所への送迎等。
- ⑥ 社会通念上，利用の目的が適当でないもの
宗教活動，政治活動，ギャンブル，又は公序良俗に反することを目的とした場所の送迎。

(5) サービス内容の範囲



《対象》となるサービス

- ① 外出の準備に伴う支援（整容・更衣介助・手荷物の準備等）
- ② 移動に伴う支援（移動中の付き添い・交通機関の利用補助等）
- ③ 外出先での必要な支援（排泄・食事・更衣介助・コミュニケーション支援等）
- ④ 外出から帰宅した直後の支援（更衣介助・荷物整理等）



《対象外》となるサービス

- ① 単なる待機時間（見守り等）など，具体的な支援が必要ない場合
※待機時間については，事業所の定めにより，利用者負担が生じる場合があります。
- ② 障がい事業福祉サービス事業所等が行う講座・イベントなど，主催者，管理者側において対応すべきもの
- ③ 預かり行為など，家族等のレスパイト（介護休暇）を目的としたもの
- ④ 単なる遊び相手としてヘルパーを利用する場合。
※支援の範囲内で，本人の余暇活動につきあうことは可能ですが，
たとえばキャッチボール等の相手をする，カラオケで一緒に歌う等の行為
を目的としてのヘルパー利用はできません。